

宮代町創業百年老舗表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、昭和元年から起算して今年で満100年を迎えるにあたり、この間に幾多の困難及び時代の変革を乗り越えて、本町において長年にわたり事業を継続し、町内の経済及びコミュニティの発展に貢献してきた事業者（以下「創業百年老舗事業者」という。）に感謝と敬意を表し表彰することにより、従業員の勤労意識の高揚及び更なる町内経済の活性化を図ることを目的とする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、町長が表彰状を授与して行う。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象となる事業者（以下「表彰対象事業者」という。）は、創業百年老舗事業者のうち、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 令和8年8月1日現在、同一の業種で100年以上営業を継続している者又はこれと同等の業歴を有する者として認められる者
- (2) 町内に本店又は主たる事業所を有する者
- (3) 次条第1項の規定による推薦を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰対象事業者としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (2) 代表者、役員、従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力に属している者

(3) 政治団体

(4) 宗教上の組織又は団体

(5) 営業の継続に関し、訴訟、その他紛争の当事者となっている者

(6) その他表彰することが適当ではないと町長が認める者

(表彰対象事業者の推薦)

第4条 表彰対象事業者の推薦は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 宮代町商工会からの推薦

(2) 個人からの推薦（自薦を含む。以下同じ。）

2 前項の推薦を行う者は、宮代町創業百年老舗表彰推薦内申書（様式第1号）を町長に提出するとともに、創業から100年が経過していることを証明する書類を添付しなければならない。

(表彰の決定)

第5条 町長は、第3条第1項の要件及び前条第1項の推薦に基づき表彰を決定し、その旨を宮代町創業百年老舗表彰決定通知書（様式第2号）により表彰対象事業者に通知するものとする。

(表彰の取り消し)

第6条 町長は、表彰の趣旨に反する事由が判明したとき、又は生じたときは、その表彰を取り消すことができる。

(庶務)

第7条 表彰に関する庶務は、産業観光課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、町長決裁のあった日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 4 条関係）

宮代町創業百年老舗表彰推薦内申書

年 月 日

宮代町長 あて

内申者 住 所

氏 名

電話番号 ()

次の者は、宮代町創業百年老舗表彰要綱第 3 条に該当すると認められますので、内申いたします。

ふ り が な	
事 業 者 名	
所 在 地	
創 業 年 月 日	年 月 日
代 表 者 名	
連 絡 先	

※添付書類として、創業から 1 0 0 年が経過していることを証明する書類を提出すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

宮代町創業百年老舗表彰決定通知書

年 月 日付け表彰推薦内申書による内申のあった下記の者は、宮代町創業百年老舗表彰要綱に基づき表彰が決定されました。

記

事業者名	
所在地	
代表者名	